

○愛媛県告示第1004号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 8 月 7 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年 7 月30日

3 指定道路の位置

四国中央市妻鳥町字上智々古519番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 23.25メートル

(2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	松山東部環状線	松山市正円寺三丁目27番1地先から 同市正円寺三丁目16番6地先まで	旧	メートル 5.0～7.5	キロメートル 0.165	
			新	10.9～21.8	0.165	

○愛媛県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原甲255番3から 同市萩原甲167番地先まで	旧	メートル 7.5～22.0	キロメートル 0.619	
			新	10.4～39.3	0.609	

○愛媛県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町猿鳴1番1から 同町中浦297番まで	旧	メートル 3.0～25.6	キロメートル 0.216	
			新	3.4～37.6	0.216	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西予市宇和町稲生507番	宅 地	508.80m ²	居 宅	ブロック造陸屋根2階建外	211.36m ²	4,768,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成27年8月7日（金）から9月25日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成27年9月25日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成27年9月11日（金）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成27年10月9日（金）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

西予市宇和町卯之町五丁目175番地3
愛媛県西予庁舎1階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

正 誤

○正 誤

平成27年 7 月14日付け第2689号愛媛県告示第921号（土地改良区役員の就退任の届出）中

ページ	箇所	誤	正
717	退任の表 氏名欄中 上から5行目	森 田 治 敏	森 田 浩 敏